

2025
秋号
AUTUMN



八戸市男女共同参画
シンボルマーク

WITH YOU

ウィズ・ユー

No.
55

男女共同参画社会を考える情報誌 “ウィズ・ユー”



その一言が
ハラスメントかも？

WHAT IS
HARASSMENT?

セクシャル

ハラスメント(セクハラ)

価値観が多様化している昨今、性別や年齢、生活、人格に関する不用意な言動によって他者に不快感を与える「ハラスメント」。冗談のつもりで発した一言が、もしかしたら相手を深く傷つけているかもしれません。

「そんなつもりじゃなかったのに…」と、思い当たることはありませんか？

言葉にする前に、少しだけ立ち止まって考えてみましょう。その一瞬は、相手を思いやる時間でもあります。

性的な話題やふるまいで、相手に不快な思いをさせること。親しみのつもりで発した言葉が、ハラスメントになってしまうこともあります。

例：▶「彼氏(彼女)いるの？」
▶「なんで結婚しないの？」
▶デートにしつこく誘う
▶肩や腕・髪といった体を触る行為など



ジェンダー

ハラスメント

性別による思い込みや決めつけで、相手を否定したり、傷つけたりする言動のこと。家庭や職場、地域活動の中にも、無意識に入り込んでいることがあります。

例：▶「男のくせにそんなこともできないのか」
▶「食事の用意をするのは女性の役目」
▶「女性ならではの気配りは当然」など



パワー

ハラスメント(パワハラ)

職場や組織において、優位な立場を利用して、相手に精神的・身体的な苦痛を与えたり、働きづらくさせたりする行為のこと。「指導のつもり」かもしれませんが、受けた側が苦痛に感じた時点でハラスメントとなる場合があります。

例：▶多数の人の前で怒鳴りつける
▶「お前の代わりなんていくらでもいる」
▶「そんなこともできないのか」
▶「使えない」など



エイジ

ハラスメント(エイハラ)

年齢を理由に、相手の能力や立場を決めつけたり、否定的な扱いをする言動。

若い人にも、高齢の人に対しても起こりうるハラスメントです。

例：▶「若いんだから目上に従いなさい」
▶「おばさんにその服は似合わない」など

モラル

ハラスメント(モラハラ)

言葉や態度によって、相手を精神的に追い詰めたり、コントロールしようとする。プライバシーの侵害や過度の束縛、人格を否定する言動などが当てはまります。家庭内や職場、パートナー関係といったあらゆる人間関係で起こります。



例：▶「役立たず」
▶「誰のおかげで生活できているんだ」
▶「そんな体形で恥ずかしいの？」
▶悪い噂を流して孤立させるなど

ハラスメントって？

言動によって相手に不快な思いをさせたり、精神的・身体的な苦痛を与えたりする行為のことをいいます。職場でのパワハラやセクハラだけでなく、性別、年齢、家庭の事情、働き方、外見などさまざまなことがきっかけになるため、知らず知らずのうちに自分が加害者になってしまうことも。特に最近は、「言われた人がどう感じるか」が重視されるようになってきました。

その一言が ハラスメント、かも？

不機嫌

ハラスメント(フキハラ)

言葉ではなく「不機嫌な態度」で周囲を威圧したり、緊張させたりすること。不機嫌な表情やため息などを繰り返すことで、周囲にプレッシャーを与えてしまいます。「察してほしい」という態度が、結果的に人間関係を壊してしまうこともあるのです。

例：▶話しかけても無視される
▶大きなため息や舌打ちで不満を伝えるなど



マタニティ・パタニティ

ハラスメント(マタハラ・パタハラ)

妊娠・出産・育児を理由に、職場や地域活動で不利益な扱いをすること。子育てを特別なことにしない社会づくりのためには、理解と配慮が求められます。

例：▶男性の育児取得を拒否
▶「忙しい時期に産休なんて…」
▶「小さい子どもがいるなら出張は無理でしょ？」など



カスタマー

ハラスメント(カスハラ)

客や利用者という立場から、店舗や施設のスタッフに対して行き過ぎた要求をしたり、暴言を吐いたりすること。医療機関では「パシエントハラスメント(ペイハラ)」とも呼ばれる場合があります。

例：▶「お金を払っているんだから言うこと聞け」
▶「土下座しろ」など



【相談はこちらに】

●八戸総合労働相談コーナー(八戸労働基準監督署内)

TEL:0178-46-3311

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題を対象としています。

●みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

TEL:0570-003-110

差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話で、最寄りの法務局につながります。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

「昔は当たり前」でも今は…？

職場での何気ない一言、地域活動での振る舞い、家族との会話の中にも、無意識のうちにハラスメントが潜んでいる場合があります。例えば、「若いんだから動いて」「裏方は女性の役目」「やせたら？」。悪気がなくても、立場や年齢、性別などを理由に行動や役割を決めつける言葉は、「なぜ？」と相手に不快な思いをさせることがあります。また、パワハラやモラハラといった行為も、「指導

のつもり」「注意のつもり」と言い訳されることが少なくありません。しかしハラスメントは言った側の意図ではなく、「受けた側がどう感じたか」が重要視される傾向にあります。

昔は当たり前だった言葉も、時代や価値観の変化によって、今は誰かを傷つけるものになっているかもしれません。言葉や行動に表す前に、相手にどう伝わるかを想像してみることも大切です。



WHAT IS
HARASSMENT?

場合によっては歩み寄りも大切

ハラスメントは人権を侵害する行為であり、受け手の心身に悪影響を及ぼす場合があります。しかしハラスメントという言葉が一人歩きしてしまうと、受け手の主観だけで言葉の是非が決まり、発言する側が常に怯え、言いたいことを言いにくくなる空気が生まれてしまう可能性もあります。また、最近では「それもハラスメントなのか」と思うような場面が話題になることも増えました。

本来、コミュニケーションは双方向で行われるもの。言葉や態度に敏感になりすぎること、「何も言えなくなる」と感じる人もいるかもしれません。もし他者の言動に間違いがあっても、場合によっては「今回は許そう」と寛容性を持ち、お互いに少しずつ歩み寄りながら、「思いやりのある伝え方」を育てていくことも、ハラスメントのない環境づくりへの第一歩ではないでしょうか。



夢の蔵人、 やりがいと楽しさ

八戸酒造 畑内 美憂さん(20)

※2025年10月時点

10代で日本酒の世界へ

10代で日本酒造りの世界に飛び込んだ畑内美憂さん。日本酒好き、特に八戸酒造のファンである父の影響で、小学生の頃から同社の蔵人になることは夢でした。就職活動では同社の求人を見つけれなかったため、先生のおつてをたどって同社に直談判。最終的に面接を受けて無事に合格し、2024年春、250年の歴史と数々の実績がある蔵の一員になりました。

所属は製造部。酒のアルコール度数や酸といった状態を毎日、分析する業務などを担当しています。同社には若手蔵人が手がけるシリーズ商品があり、今年はこの企画にも挑戦。「20歳の誕生日に家族や友人と飲みたい日本酒」をコンセプトにした商品で、誕生月の9月に発売されました。

「10代でも日本酒を造れるんだということを知ってもらえたら。酒造りの基礎的な知識をもっと身に付けたいと実感しました」と、探究心が増した様子です。

はたうち・みゆ 2005年9月、八戸市生まれ。八戸工業大学第一高校を卒業後、八戸酒造に入社。学生時代は吹奏楽部に打ち込み、フルートを担当、趣味は絵を描くこと。



イメージは「男性仕事」?

日本の「伝統的・酒造り」は24年12月、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録されました。かつて酒蔵は「女人禁制」とされた時代がありました。加えて力仕事のため、「男性の仕事」というイメージが強いことは無理ありません。

今でも男性が多い職場ではありますが、全国をみれば、酒造りの最高責任者である「杜氏^{とうじ}」として女性が活躍している酒蔵もあります。蔵によっては機械化が進んでおり、女性の進出が増える可能性がある業界です。

畑内さんによると、力仕事や冬の蔵の寒さは蔵人の大変な面ではあるものの、職場の雰囲気の良い先輩のサポートがあり、やりがいや楽しさの方が大きいといいます。「男性、女性というより、その人に仕事合うかどうかだと思います。女性が挑戦しやすい環境を作っていきたいです」と語ります。

感性を生かしつつ経験を重ね、伝統文化の担い手として活躍を広げていきそうです。

INFO

八戸市からのお知らせ

「DVかな?」と思ったら、 一人で悩まず相談を!



一般的に、配偶者やパートナーなどの親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力のことを、DV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、その他の暴力があります。どんな相談もお気軽にご連絡ください。

八戸市配偶者暴力相談支援センター

TEL:0178-38-7339 ※9時~17時
土日祝日を除く
メール相談も受付しています

DVホットライン(青森県女性相談支援センター)

TEL:0120-87-3081 ※24時間受付
緊急通報専用

DV相談ナビ

※24時間受付
DV相談+

TEL:0120-279-889

電話、チャット、プラス相談箱
10か国語に対応(チャット)



男女共同参画社会を考える情報誌 「WITH YOU」 年2回発行(10月・3月)



市ホームページ

バックナンバーは
市ホームページで閲覧可能です。

市の取組

市では男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みをしています。



市ホームページ

- ・著名な講師から男女共同参画について学ぶ講演会
- ・女性のスキルアップを目的とした連続講座
- ・各種イベント等でのパネル展示やパネルアンケート
- ・多様な性のあり方について学ぶ研修会 ほか



No.55 秋号 2025

男女共同参画社会を考える情報誌 WITH YOU

編集:株式会社デーリー東北新聞社
田名部理衣・出川しのぶ
イラスト:川口真莉恵 デザイン:三上真嗣

発行:八戸市
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
電話 0178-43-9217(市民連携推進課)